

仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領

(令和2年7月20日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 地域建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日確保による建設現場の就労環境改善が求められる。本要領は、地域建設産業における週休2日確保に向けた課題把握とともに就労環境改善に向けた意識涵養を目的として、仙台市が施行する営繕工事の週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、別紙1に基づき、入札公告及び特記仕様書に、モデル工事である旨を明示するものとする。

2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）を現場閉所の日（以下「休工日」という。）とすることを前提とし、工期設定を行うものとする。

3 モデル工事の対象期間は、現場施工に着手した日（以下「着手日」という。）から完成日までとする。

4 モデル工事の対象期間中、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とする。ただし、現場の特性等に応じて、別の日に休工日を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。なお、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合は休工日として認めるものとする。

5 受注者は、工事に着手するまでに、第3項及び第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

6 受注者は、休工日を労働者等が勤務を要しない日（休暇を含む。以下「休日等」という。）とすることとし、下請企業を含む現場の労働者等に対して、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工日に現場作業を行う場合は、事前に発注者にその理由を書面で提出するものとする。

(実施確認)

第3条 受注者は、前条第5項の実施工程表に基づき、別紙2を参考とし、休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。

2 計画書は、月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、翌月の作業開始前までに行うものとする。

3 受注者は、発注者に提出した計画書の翌月1日から7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に別紙3の記載例を参考とし、計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

(週休2日の達成率)

第4条 週休2日の休工は累計休工日達成率で判断するものし、累計休工日達成率が100%以上の場合は、週休2日の休工を実施したものとする。なお、累計休工日達成率は「実績休工日の累計日数／計画休工日の累計日数」とし、期間は着手日から完成日（年末年始休暇と夏期休暇を除く。）とする。

(アンケート調査の実施)

第5条 受注者は、工事が完成した日から10日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。

2 監督職員は、受注者から提出されたアンケート調査の回答を速やかに仙台市都市整備局技術管理室へ提出するものとする。

(工事成績評定)

第6条 第2条第5項及び第3条に基づく提出書類から休日等の取得の実施が確認できた場合は、工程管理の項目における「休日・代休の確保を行っている」及び、「その他」に「本工事は、週休2日モデル工事であり、累計休工達成率が100%以上であることから、週休2日の休工を実施した。」と記載し評価を行う。

2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保ができなかった場合において、工事成績評定の減点を行わないものとする。

附 則（令和2年7月20日）

1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

2 この要領の施行後において、本要領の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

1. 入札公告への明示

週休 2 日モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札参加者募集要項【別記】

1. 対象工事の概要 その他

- ・本工事は、週休 2 日モデル工事の対象工事である。

2. 特記仕様書への明示

週休 2 日モデル工事は、特記仕様書に以下のとおり記載するものとする。

特記仕様書

本工事は、週休 2 日モデル工事の対象工事である。実施に当たっては、仙台市営繕工事週休 2 日モデル工事実施要領により行う。実施要領は仙台市ホームページ

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>) で確認のこと。